

2019 年ゴールデンウィーク期間中の 診療体制に関するお知らせ

2019 年ゴールデンウィーク期間(4月27日(土)~5月6日(月))において、「5月2日(木)」については通常どおり外来診療を行いますのでお知らせいたします。

4月27日(土)	4月28日(日)	4月29日(月)	4月30日(火)	5月1日(水)
通常診療 (午前)	休診日	休診日 (昭和の日)	休診日 (国民の休日)	休診日 (新天皇即位祝日)
5月2日(木)	5月3日(金)	5月4日(土)	5月5日(日)	5月6日(月)
通常診療 (国民の休日)	休診日 (憲法記念日)	休診日 (みどりの日)	休診日 (こどもの日)	休診日 (振替休日)